

法律でバリアをなくす、 法律のバリアをなくす

一弁護士の視点から考える障害と人権一

2024年11月12日(火)18:00~20:00

(途中休憩あり)

中央大学後楽園キャンパス 3号館3300教室 オンライン(Webex) ※ハイブリッド形式

講師(幡野 博基(はたの ひろき)氏

障害のある人もない人も一緒に学んだり働いたり生活するうえで、社会にある バリアをどうなくすのか、弁護士としての取組みも踏まえてお話しいただきます。

講師プロフィール

1993年茨城県生まれ。中央大学法学部国際企業関係法学科卒業。

人々の活動の場を確保するのに貢献できる仕事をしたいと考えて弁護士を目指し、2016年12月に司法修習を終え、2017年1月多摩パブリック法律事務所に入所。ライフワークとしては、関係団体や関係機関との連携を取りつつ、弁護士として、また障害当事者として、障害者支援に取り組みたいと考え活動している。

対象:どなたでも(参加費無料・対面定員:70名/オンライン定員:200名) 対面会場は申し込み状況により当日参加も可能ですが、定員がありますの で事前に申込をお願い致します。【11月10日(日)〆切】

申し込みフォーム https://forms.gle/Ain2g8LXxEHyYaks7 QRコード→ 情報保障:手話通訳、文字通訳

上記以外の情報保障または合理的配慮が必要な場合は、申し込みフォーム から10月31日(木)までにお知らせください。



主催 中央大学ダイバーシティセンター E-mail dc-soudan-grp@g.chuo-u.ac.jp